

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市見沼ヘルシーランドの利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市見沼ヘルシーランド条例
条 項		第6条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(利用の制限)</p> <p>市長は、ヘルシーランドの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒むことができる。</p> <p>(1) ヘルシーランドの設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、ヘルシーランドの管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成19年6月22日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		